

会議録（要点筆記）

会議名	第1回 米原市地域福祉計画推進会議
開催日時	平成28年11月9日（水） 19：00～20：45
開催場所	米原市役所 山東庁舎別館2階 会議室2AB
公開・非公開	公開
傍聴人	なし
出席者	出席委員：15名 空閑委員、中村委員、阿藤委員、永田委員、棚池委員、森委員、三澤委員、西秋委員、吉野委員、樋口委員、伊藤委員、福永委員、振角委員、北森委員、江川委員
	事務局：9名 市：千種健康福祉部長、堤くらし支援課長、高木課長補佐、西村、亀山市社会福祉協議会：田中地域福祉課長、村山課長補佐、中川、膽吹
議題	<p>&lt;次第&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康福祉部長あいさつ</li> <li>2. 委嘱状交付</li> <li>3. 米原市地域福祉計画推進会議について <b>【資料1・2】</b></li> <li>4. 委員ならびに事務局職員の紹介</li> <li>5. 会長および副会長の選任について</li> <li>6. 議事             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 米原市地域福祉計画の中間評価について <b>【資料3】</b></li> </ol> <p>「まいばら福祉のまちづくり計画 平成26年度および平成27年度実施状況」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 基本目標Ⅰ 「つながりを深める取組の充実」</li> <li>② 基本目標Ⅱ 「暮らしを支える活動の充実」</li> <li>③ 基本目標Ⅲ 「総ぐるみによる福祉のまちづくり体制の構築」</li> </ol> </li> <li>7. 意見交換</li> </ol>
結論	<p>○会長および副会長の選任について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長 西秋 清志委員</li> <li>・副会長 空閑 浩人委員</li> </ul> <p>○米原市地域福祉計画の中間評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回会議を開催するまでに、今回出された意見を整理しながらワーキングなどを行っていく。</li> </ul>

## 議事（概要）

### 1. 部長あいさつ

皆さん、こんばんは。部長の千種でございます。

第1回「米原市地域福祉計画推進会議」の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様には、何かと御多用の中、お集まりいただき、また、日頃は、地域福祉の推進に向けて、それぞれのお立場で御活躍をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りして敬意を表しますとともに、あらためて感謝申し上げます。

また、このたびは、当推進会議の委員について就任をお願いさせていただきましたところ、快くお引き受けいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

市では、平成26年度から平成30年度の5年間を計画期間とする「まいばら福祉のまちづくり計画」を策定しております。この計画は、地域福祉を推進するための総合的な推進指針である「地域福祉計画」と、市民の行動計画である「地域福祉計画」を一体化し、皆さんが地域福祉の理念と目標を共有し、それぞれの役割を発揮して協働で進める計画です。平成28年度につきましては、計画策定中間年度として、「米原市地域福祉計画推進会議」を設置し、計画の進行管理、評価を実施し、次年度以降に反映していこうとするものです。

最後になりましたが、皆様には、これから平成31年3月までの間、御協議をお願いすることになりますが、是非とも忌憚りの無い御意見を賜りますとともに、この推進会議が活発な議論の場となりますことを御期待申し上げ、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

### 2. 委嘱状交付

千種部長から、委員を代表して空閑委員に委嘱状を交付

### 3. 米原市地域福祉計画推進会議について

[事務局：資料1・資料2に基づく説明]

- ・本推進会議は、地方自治法の規定に基づき設置する執行機関の附属機関として、米原市付属機関設置条例に基づき設置するものである。
- ・所掌事務は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画の策定および推進に関し必要な事項を調査審議すること。
- ・委員構成は、学識経験を有する者、社会福祉事業に従事する者、公募による者、市長が適当と認める者として定めており、任期は3年となる。
- ・会議は、委員の過半数の出席で成立し、原則として会議、資料、議事要旨を公開とする。
- ・組織および運営に関し必要な事項は、米原市地域福祉会議推進会議規則により定めており、互選により会長、副会長を置くことや、事務局は、健康福祉部くらし支援課に置くことを定めている。
- ・任期3年間として、今年度は、現在進行中である「まいばら福祉のまちづくり計画」の評価を実施する。平成29年度は、現行の計画が平成26年度から平成30年度までの5年計画ということから、平成31年度の改定に向けた調査の実施。平成30年度は、改訂に関して

協議いただく予定。

#### 4. 委員ならびに事務局職員の紹介

[自己紹介：略]

#### 5. 会長および副会長の選任

委員：事務局の案があれば、一任したらどうか。→異議なし。

事務局：西秋委員に会長、空閑委員に副会長をお願いしたい。→異議なし

会長 西秋 清志 氏

副会長 空閑 浩人 氏

#### 6. 議事

##### (1) 米原市地域福祉計画の策定について

会長：規則では、会議は委員の過半数により開催することになりますが、本日は、全員出席ですので会議を開催し、次第に沿って議事を進めたいと思います。

それでは、「米原市地域福祉計画の中間評価について」資料3の「まいばら福祉のまちづくり計画平成26年度および平成27年度実施状況」をご覧ください。

この資料は、取組の方向ごとに事務局においてとり纏めたものです。なお、資料右側の委員意見欄は、社協や市の取組を示していない中で、委員さんの立場から見て感じていることを事前にお伺いしたものです。この他にも御意見がありましたら、御発言をお願いします。

基本目標Ⅰの「つながりを深める取組の充実」として(1)「福祉の基礎を磨きます」から皆様の発言をお願いします。

委員：福祉事業者の役割や取組を見ると、「市や社会福祉協議会が実施する福祉や人権を学習する機会に積極的に参加します。」と書いてあります。正直に言って、福祉事業者としてやっていることは少なく、認識が低いと思います。私の法人では、今年から出前講座を実施することで、地域に出向く機会が生まれました。そこで、耳にするのは「介護予防に興味がある」、「近くにこんなに事業所があったのか」など、地域の方と福祉事業者とまだまだ遠い存在かなと感じました。これから、福祉事業所も積極的に地域に出向いて行く必要があると感じています。例えば、社会福祉協議会が呼びかけている福祉懇談会に可能であれば福祉事業者も同席して、地域を知る機会をいただければ、より地域と連携した取組に広がるのではないのでしょうか。

会長：色々と問題点について発言していただきましたが、地域と事業者との関係について社協から何か御意見ありますか。

事務局：地域と事業所をつなぐシフトは社会福祉協議会が<sup>ちから</sup>力を発揮させていかなければならないと理解していますが、まだそこに至っていません。地域懇談会は、ようやく開催する自治会数も増えてきました。なかなか、地域の皆さんで、これからの地域の困りごとを考えて解決に向かうのは、本当に難しいです。そのための、この地域福祉計画

の大きな狙いでもありますので、毎年、自治会長さん、民生委員さん、福祉推進員さんをお願いする際に、事業者さんにも声かけさせていただいてつないでいくという形で、社協からも紹介させていただきながら進めていきたいと思えます。

会長：福祉懇談会について、近くの事業者さんと一緒にやっていくというのもいい方法だと思いますが、いかがですか。

事務局：来年度考えているのが、福祉のネットワークをどのように作っていくのかということで、そうすると、当然地域の住民さんだけではなく、事業所さんにも入っていただかなければならない。一人ひとりに向き合う場所を地域に作っていきこうと思っています。全体で事業所さんに入ってもらおうという抽象的にやるのも一つですが、一人ひとりに向き合える形をつないでいく事も非常に大事だと思いますので、住民さんにも声掛けしていければと思います。

会長：今おっしゃったように、社協、市役所、事業所が一体となって、これから進んで行くということで、非常にいい提案をしていただきました。

委員：私は施設の世話になりたくないと思っていますが、そういう事態になるかもしれません。そうなってから慌てて探すことのないように、地域住民はしっかり知識を蓄えて世話になるということ構築しなければならないと思います。ところで、学校で福祉学習をされているようですが、どれくらい実施されていますか。

会長：社協からお願いします。

事務局：小学校と中学校とは分けていませんが、15校ありまして、平成26年度は11校延べ29回です。そして、平成27年度は、13校延べ25回です。資料の中の社協の取組の実施状況として記載しております。

委員：福祉学習の内容を教えてください。

事務局：年齢に合わせてということをお願いしております。小学校4年生、5年生が多いのですが、全体の事をしゃべっても伝わりにくいと思いますので、先生との打ち合せの中で、障がいの部分であれば、困っている方とか、可哀そうな方とかという事があるが、そうではなく、こういう事が出来るとか、こういう工夫をすれば一緒にスポーツが楽しめるとか、具体的に言えば、視覚に障がいのある方も、例えばお菓子を使いながら、匂いであったり形であったり感じながら、理解していくという形で実施しています。中学生は、同じようなテーマであっても、感じ方が違います。学習を終えた後で、ボランティア活動として自分達は何が出来るのかという事で、実際に近くの高齢者施設に行って活動をしたり、ペットボトルを集めるという活動もされています。学校の先生と打ち合わせしながら、子どもさんの学習の状況を踏まえながら、一緒に作る、感じていただくという体験をしていただいています。もちろん、当事者の方のお話を聞いたりもします。

委員：出来るだけ全校に行っていただき、子どもに知識や考え方を身に付けてもらう事が必要かと思えますので、よろしくをお願いします。

会長：他に御意見ありませんか。

委員：ピンからキリまでの自治会があるなかで、恥ずかしながら、私の集落では平均化する取組が大事だと思います。

会長：今の意見について何かありますか。他にも意見はあるかと思いますが、事務局は色々な方法を考えながら、配慮していただきたいと思います。

会長：基本目標Ⅱの「暮らしを支える取組の充実」として、「(1) 身近な地域で支え合います」について御意見をお願いします。

委員：市民・地縁組織の取組として、「自治会単位の活動に関する連絡調整の担当者を設置します。」とありますが、設置されていますか。

会長：社協で地域ごとに決められていますが、そのことについて発言をお願いします。

事務局：地域福祉計画自体が、市民の方、社協、自治体、事業者等あらゆる主体が、一番左側の取組の方向に向かって、ここに書いてあることをやっていこうとするのがこの計画の成り立ちです。委員がおっしゃった担当者の設置というのは、この委員会の中で、「自治体単位の福祉活動を調整したり連絡したりする人が、自治会に置かれるといい」という話があり、委員のお住まいの近江地区では、福祉推進員が地域に配置されているわけですが、そういう方々を自治会に置いていこうとするのが、住民側にも取り組んでいただきたいということで、書かせていただきました。この目標に向けて、社会福祉協議会としては、合同説明会で、福祉推進員さん、また地域によっては、福祉協力員さんというのがありますが、研修会のなかで、現状のような取組を実施していることとなります。自治会は現在 107 ありますが、このうち、71 自治会で設置していただいています。

委員：皆さんに分かるように広報等で周知をお願いしたいと思います。それから、基本目標Ⅰの「(2) 地域や人のつながりを深めます」で地域に調整員を置いていただいているようですが、広報等で周知されていますか。

事務局：地域担当職員については、自治会長さんに 1 回目の総会の時にお知らせをしており、自治会から申請があった時に職員の配置をすることになりますので、自治会から意向がなければ配置されていません。

委員：当自治会の話になりますが、以前孤独死という悲しい出来事がありました。それを契機に自治会役員、民生委員児童委員、福祉協力員、各種団体などが実施する訪問活動などを連動させ、週 1 回の見回り活動を実施しています。計画には、福祉推進員などの設置数などを目標として定めておられますが、地域内の困りごとは様々で、活動もそれぞれ違う、出来る範囲も異なります。数値だけではなく、地域単位で本当の活動を見ないと、いくら机上でやってもなかなか進まないと思います。

地域の中で実際の活動を考えていく必要は今後ますます大切ですし、もちろん専門機関と連携して地域の中でも解決に向けて取り組んで行く必要があります。そういった部分もリンクさせながら計画を策定する必要があると感じます。

会長：貴重な御意見ありがとうございます。民生委員児童委員は、民生委員法で全国に決められていますが、民生委員児童委員と地域の住民が繋がり合っていないと十分な活動

が出来ない。間田以外の自治会にもそのようなことがあるかと思えます。

委員：個人情報の中でオープンにできないところがありますし、民生委員児童委員の仕事は、自治会の人に知ってもらわないと接しようがありません。

会長：資料2ページを飛ばしましたのでそれを含めまして、御協議いただきたいと思えます。

委員：確かにその通りで、「米原市民意識調査」22ページの「あなたは、地域を担当する民生委員児童委員をご存じですか」という項目があって、ほぼ半数が知らない、その中には存在は知っているが誰かは知らないというのもあり、もちろん私達の責任もあると思えます。市の広報で、代わった時にリストにして載せていただきますがその1回だけです。近江地区では、イベントがあるとキャラクターにして紹介していますが、あまり見てもらえません。自治会の中に入って活動していますが、それは自治会の事ですし、なかなか全体に行き渡らないという事で、皆で知恵を出し合って、工夫しないといけないと思えますし、私達の努力も必要だと思えます。

会長：資料の4ページの「(2) 一人一人に寄り添います」について、何かありますか。

委員：市民・地縁組織として、「心配ごとや困りごとがあるときは、早めに相談します。」とありますが、相談に行ける方はいいですが、相談に行くのが不安だという方や、足がないのでそこまで行けない方がいます。そのなかで事業所として、「ちょっと相談所」を設けていますが、多い相談は介護保険を使いたいという内容で、それではまだ浅いなど思っており、その前の段階で相談を受けることが、本来の相談ではないかと思っています。出来たら、地域に出向いて相談を受ける仕組みができないか、そういう機会が共に作れないかと思っています。不安を抱えておられる人はとても多いです。ひとり暮らしの方で、身体も弱ってきて、昼間は明るくて賑やかでなんとか安心だけど、夕刻以降次の日の朝までが不安。場合によっては、何度かお電話を頂戴して、心配事を解消している時もありますが、今後の課題として、夜間の緊急コールではなくて、ちょっとした相談にものれるというような、夕刻から明け方までの何かあると安心ダイヤルに繋がると思えます。

委員：高齢者の話がありましたので、付け加えたいと思えます。お茶の間事業でサロンをやっていますが、独居の方ですが、介護保険のことなど中身を御存じないです。83、84歳で、介護保険の「か」の字も分からない方もいらっしゃいます。しゃべっていても、耳が聞こえない、話の途中で分かりましたとおっしゃる、来てもらってこういう話をしてくださいと言っても、ほとんど理解されていません。これが現実です。こちらに来てもらうまでに、お年寄りに理解できる方法を考えた方がいいと思えます。

委員：地域の方に、当センター等で実施する事業に来てくださいますとお伝えしても、事業の概要を知っている人、意識のある方しか来ていただけないように感じるなか、つい最近、職員でいくつかの地域を回らせていただきました。本来業務での訪問ではなく、畑をしておられる方、雪つりの作業しておられる方などにお声かけし、お話しさせてもらいました。訪問した地域は、元々私が診療所にいた関係で、10年前から知っている方もおられまして、やはり10年経つと高齢になられており、実は困っておられる家

もあるようにお見受けいたしました。家の中に入れてもらって、説明ではなくて、何か困りごとはないかと伺うと少しずつ出てきて、それを制度的にここにつないでおきますという話には展開できるかなと気づいたところです。ただ、一番困っているのは、広報活動ができておらず、地域包括支援センターが知られていないという広報の未熟さをこの半年で非常に感じており、出来るだけ広報をして、少しでもそこに電話していただき、もしくは私どもが出かけていくようにしたいです。認知症の方で、家族が連れていこうとしても本人が抵抗されて、全く医療にかかれぬ方がおられます。

委員：私は相談を受けるなかで、民生委員児童委員さんや自治会長さん等地域で育てられた資源が沢山あるなと思いました。この、つながりについて考えることが大事だと思います。つながりを求める部分もそうですが、地元の人達など知っている顔の所で相談ごとが伝わって、それを専門的な所につなげていく。確実にコーディネートする機能が必要だと思います。そのつながりは、支え合いセンターの機能になるのかなと思います。地域での支え合いは、一人ひとりに寄り添う形にもなるのかなと思います。ただ、個人情報のことで、つなげれないということも課題だと思います。

会長：個人情報はある意味障がいとなってくる場合があります。私は大野木のまちづくり会社で高齢者支援事業をしています。来られない人は、こちらから出向いて何に困っておられるのか、どういうことをしてあげたらいいのかを探りながら活動しています。来られる方は、活動を始めてから5年経つてくると、最初は十数人の中ではしゃべれない人が多かったのですが、今はそうでもないです。

委員：国では、福祉や医療については地域包括支援センターを作るので、そこで解決してほしいというように、このセンターに行けば何でも解決できるような広報をしています。ところが、地域では、どこまで支援していただけるのか分かっていません。市民全員が、こういう時はここへ行けばいいとか、包括支援センターの構成や内容、どういう方がおられるのか、どういう関係の話なら聞いていただけるのか認識する必要があります。例えば、老人会の日にでも地域包括支援センターからお越しいただき、活動内容をお話しいただければ幸いです。

委員：出前講座をしておりますので、全体を網羅できるように努めたいと思います。

委員：老人会の行事でお願いする際には、よろしくお願ひします。

会長：それでは、基本目標Ⅲについて御意見等ありましたら、よろしくお願ひします。

委員：6ページの基本目標Ⅱの(2)の③「次の世代を育む取組の推進」に戻ります。

私は子どもの居場所づくりとして「わか」の活動をしておりますが、放課後児童クラブは、子どもからは「行きづらい」、「楽しくない」、親からは、「子どもが行きたくない」と言っている」とか、学校の事より放課後児童クラブの事で、その話ができてきます。なんとか、放課後の子どものしんどさを減らしていければと考えています。社協がされている放課後児童クラブは、定員からすると面積とか満たされていますか。他では、定員よりオーバーして預かっている所もあるようです。

事務局：面積と定員は合っています。厚労省では1クラスの定員を40人までにすることが一

番望ましいとしていますが、施設として整っているのかと言われれば、なかなか厳しいのが現状です。それは、私達がやっている米原近江の2か所に限らず、市全体の課題になっているところです。

委員：発達障がいの子で、学校に行けなくなったという子を何人か知っており、放課後児童クラブで受け入れられるような体制が出来ればいいかなと思います。

事務局：発達障がいと言いますか、落ち着きのないお子さんがおられるなかで、市民としての理解が十分でないのかなと思います。本人の起こす行動の裏には、どういう事情があるのか、部分的に見て、いいとか、悪いとか判断できません。そういった視点で関わっておらず申し訳ないと思います。市にアドバイザーを置いているので、指導を受けながら実施していきたいと考えています。

委員：普段は養護学校に行かれますが、夏休みの学童というシステムがありません。そのため、どこが受け皿として地域で支えていくのか。お勤めされているお父さんお母さんは、夏休みだからといって休んでお子さんを見ていないわけにはいかない。一昔前は、複数の事業所をダブルブッキングさせて、必死になって支援してきました。今は「ふくしあ」ができて、共通の課題として認識しているのが、夏休みの利用ニーズと職員の体制です。普段は、お風呂の時間帯だけの預かりが、夏休みは朝から夕方まで預かってほしいと言われる。地域に帰ってくる子ども達を、地域と事業所が一体となってボランティアを探す仕組みを作っていくと、より良い支援が出来ると思います。

会長：「ひだまり」さんでは、対象人数はどれくらいですか。

委員：米原市と長浜市の方40人くらいお預かりしています。マンツーマンで対応すれば、人の中に入れるお子さんもいますし、医療ケアの必要なお子さんもいます。

事務局：委員から、社協にそういった人材を育てるような講座を開催して欲しいとの話をいただきました。働き手として、夏休みだけとか昼間の時間帯だけとか、放課後児童クラブもそうですが、介護の現場も含めて福祉を担う人材が、益々足りなくなっているのが現状ですので、そこに向けてどうしていくのか地域福祉計画の大きなテーマかと思います。地域単位で一生懸命やっていたら2年目で分かってくる事とか、分からないままやっていたらなかで、これ以上しんどいわとおっしゃる方もあります。そこをどうやって、お互いしんどいこと同士をどうやっていくのかということは、これから大事になってくるのかと思います。自治会にやってくれと言うだけが仕事ではありませんし、そこをどうやっていくのか、前にも事務局と話していました。

会長：社協の研修会等で進めていただきたいと思います。他に何かありますか。

委員：子ども会の存続について非常に危機感を持っています。小学校の字別懇談会や、奉仕作業、レクレーション等参加者が減っています。原因は<sup>あさ</sup>字の行事よりもスポーツクラブや部活動を優先されています。字での活動はどんどん消極的になっており、グラウンドは草原のようになっています。この事について、こういう事が出来ますよとかありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

委員：私の字では7月30日から8月上旬にかけての土日に、公民館でバーベキューをして、

そのまま泊まるという事をしており、ほとんどの子どもが参加してくれます。6年くらい続いており定例化して根付いています。子どもは無料で焼き肉を食べますが、大人は有料です。まちづくり委員会会員の会費や補助金を活用しながら運営しています。100円、200円なら来られますが500円にすると来ないです。

会長：私達の子ども食堂では、カレーライスの日には子どもは来ます。子どもは100円、大人は200円です。

委員：近年、子ども向けのイベントは多くありますが、現状として無料、提供の形だと沢山来られます。しかしながら、地域内での担い手なども減少している中で、子どもは参加者という形、子どもは守られる側というように固定してしまうと、立ち行かなくなります。子どものために何かしてあげないといけないのではなく、子ども達にも地域に役割があることで、自分の肯定感や、自信にもつながりますし、自分達が考えたことが反映されたという事が実際にあれば、ここで暮らすことが楽しくなり、親しみが生まれるのではないかと感じています。

会長：人を動かすには、役割を持たす事が大事だと思います。

委員：母の介護の事でお世話になっているのですが、施設を探すのが大変でした。国では小規模なものを進めているようですが、もっと造っていただきたいですし、今、特養の入所者は全国的に52万人とか言われています。待機児童の2万6千人とは桁が違い、子どもを育てるという事より元気老人を確保することに努力が必要です。介護職員が最近少ないという事ですが、国を挙げて介護職員の養成が必要だと思います。60歳になったら全員が、介護初任者研修を受けるくらいの制度を作るべきではないか、在宅介護でも研修を受けたのと受けてないのとでは違います。恐らく、これから年金は70歳にならないと受給できないと思います。仕事がなければ介護の施設で働くということにすべきではないか。定年退職したら、原則全員が初任者研修を受けるというような体制になればと思います。資料を見ていると非常に対象者が少ないように思われますが、民生委員児童委員さん、自治会長さんを通じて、介護初任者研修を沢山受けられるような方策を考案していただきたいと思います。

委員：介護職員初任者研修についてニーズが少ないのは、バックグラウンドがありまして、介護職員の給与や待遇に問題があり、それを上げようとするとう介護保険料を上げないとだめという矛盾した壁にぶち当たっています。医療保険でパンクした部分を介護保険で補おうとしたのですが、そこもパンク状態です。実は、うちの介護職員にしても、仕事に見合った給料に引き上げられないという非常に難しい部分があります。かつては、看護の方、保育士さんも含めて、年数をかけて看護師等も看護協会を通じて変えてきた時代があるのですが、介護職員は国家資格ができたのですが、まだ、きちんとした段階に結びついていません。介護職員の待遇を変えていきたいのですが、まだ組織自体も未熟な状態です。

委員：介護研修を2年とか3年とか受ければ、その家族は優先して入れるとなればいいのですが。

委員：難しいですね。

委員：人材がないから無理だとならないように、方策を考えていただきたいです。

委員：色々な団体を通じて協議させていただければと思います。

委員：シルバー人材センターでは、実際に働いているから時間がないとおっしゃいます。米原市のためにも、会員さん始め市民の方にも声をかけていきたいと思います。

委員：今、成年後見制度についてよく言われますが、リスクの面は語っておられるのでしょうか。制度利用によって、失う権利もあります。計画には、障がい者や高齢者が困らないように支援しますと書いてありますが、制度があるからそれにのればいいのではなく、制度のメリット、デメリットをしっかりと伝え、理解してもらったうえで利用につなげていくことも大切かと思います。

事務局：権利擁護センターについて市から受託しています。委員がおっしゃったように、住民方の権利が奪われるかもしれないような欠格事項についても、説明していく必要があると思います。社協としては、選任までのプロセスを第三者の委員さんにしっかり見ていただこうと、外部の監査はまだ十分ではありませんが、米原市では、その部分を丁寧にやっただけと委員会でも話しています。本人の権利をより良くするのが権利擁護事業だと理解しております。

委員：私はスクールガードもしており、朝 30 分ほど立ちながら、あいさつ等の指導をしています。福祉も子どもの頃から実践の中で身に付けさせて、将来に繋がっていけばと思います。子どもは子ども、高齢者は高齢者と分けずに大人も子どもも含めて、継続的に活動していくことが大事だと思います。

委員：障がいのある人もない人も、高齢者も子どもも横に繋がらないといけないと思います。まちづくりなので、横断的にやることを意識しないといけないと思うので、資料 3 では、どことどこが連携しているのか、関わっているのか分かりにくいと思います。どことどこが繋がっていけるのかを見える化していけると、地区の中で誰と誰が繋がっていけばいいのか意識できると思います。

会長：全世代的な活動が大事だと思います。

委員：私は保育園で子ども達と過ごしていますが、小さい子どもでも出来ることが一杯あります。子どもはしてもらう事ばかりではなくて、自分が誰かのために何か出来た、やった、褒められた、認められたというようにして自尊感情が育っていくと感じています。役割を与えられる事は大きな嬉しさだと思いますので、その辺を考えていくべきだなと思います。障がいの方のお話しでは、園にも障がいを持ったお子さんが何人かいますが、1つの事例を言いますと、4年間障がいを持った子と同じクラスで育っている子がいますが、初めはどう関わっていいか、子ども達は戸惑ったし、どう認めていいか分からなかったのですが、大人が教えたわけではなく、子ども達の関わりの中でお互いを認め合う体験をしていきました。この関係性が、進学してからも続いて欲しいと感じています。もっと、地域の中で、どんな人がいて、どんな子がいるのか分かる仕組みを考えていけるといいと思います。

委員：民生委員児童委員を3年していますが、一人ひとりの家庭に入るのがすごく難しいです。個人情報の事があり深く入れませんが、サロンを通じてお年寄りから学んでいますし、近所の情報もお聞きしています。これからも少しずつ皆さんと交流を深めていきたいと思います。

副会長：中身の事はまたお話しさせていただきます。ただ、皆さんの御意見をお聞きしまして、恐らくこの限られた時間では無理です。これだけ意見が出るという事は、日常的に意見交換とかすり合わせていけるような場が必要でないかと思いました。そういった意味では、これは福祉のまちづくり計画の会議ですが、計画というのはプロセスが大事です。作る事についてどう歩んできたのか、評価のプロセスをどう進めていくのが大事ですので、せつかくこれだけの御意見を出されたという事で、次の計画策定に向けて、あるいは、今の計画の評価に向けて、従来とは少し違う形で、ワーキングを設けて議論ができるような、そういったようなことを積み重ねて丁寧なプロセスが大事ではないかと思います。

会長：事務局で纏めていただければと思います。長時間に渡りまして、皆様から貴重な御意見をいただき有難うございました。これで終了させていただきます。

事務局：会長有難うございました。それでは、最後に健康福祉部長の千種から御挨拶させていただきます。

事務局：本当に熱心に御協議いただき有難うございます。先ほど先生からいただいた言葉そのままを事務局としましては、分かりやすい資料の作り方をもっと勉強して、そして、情報も発信していきながら進めて参りたいと思いますので、次につなげるようにワーキングとか考えながら進めていきたいと思いますので、今度とも御指導のほどよろしくお願いいたします。最後となりましたが御挨拶とさせていただきます。

事務局：委員皆様、長時間有難うございました。これで第1回目の会議を終了したいと思えます。今ほど副会長さんからも御提案のありましたとおり、次回の会議は来年の2月くらいに考えておりますが、それまでに進め方等また、委員さんには、お伝えさせていただこうと思います。今回は中間評価ということで、そのプロセスも大事だと思えますので、次回の計画策定に向けて、今後とも御意見をお伺いさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。なお、会議の開催通知と一緒に配布させていただきました、振込先通知書、連絡方法等について、御提出いただいていない方は、帰り際に事務局まで御提出をお願いします。